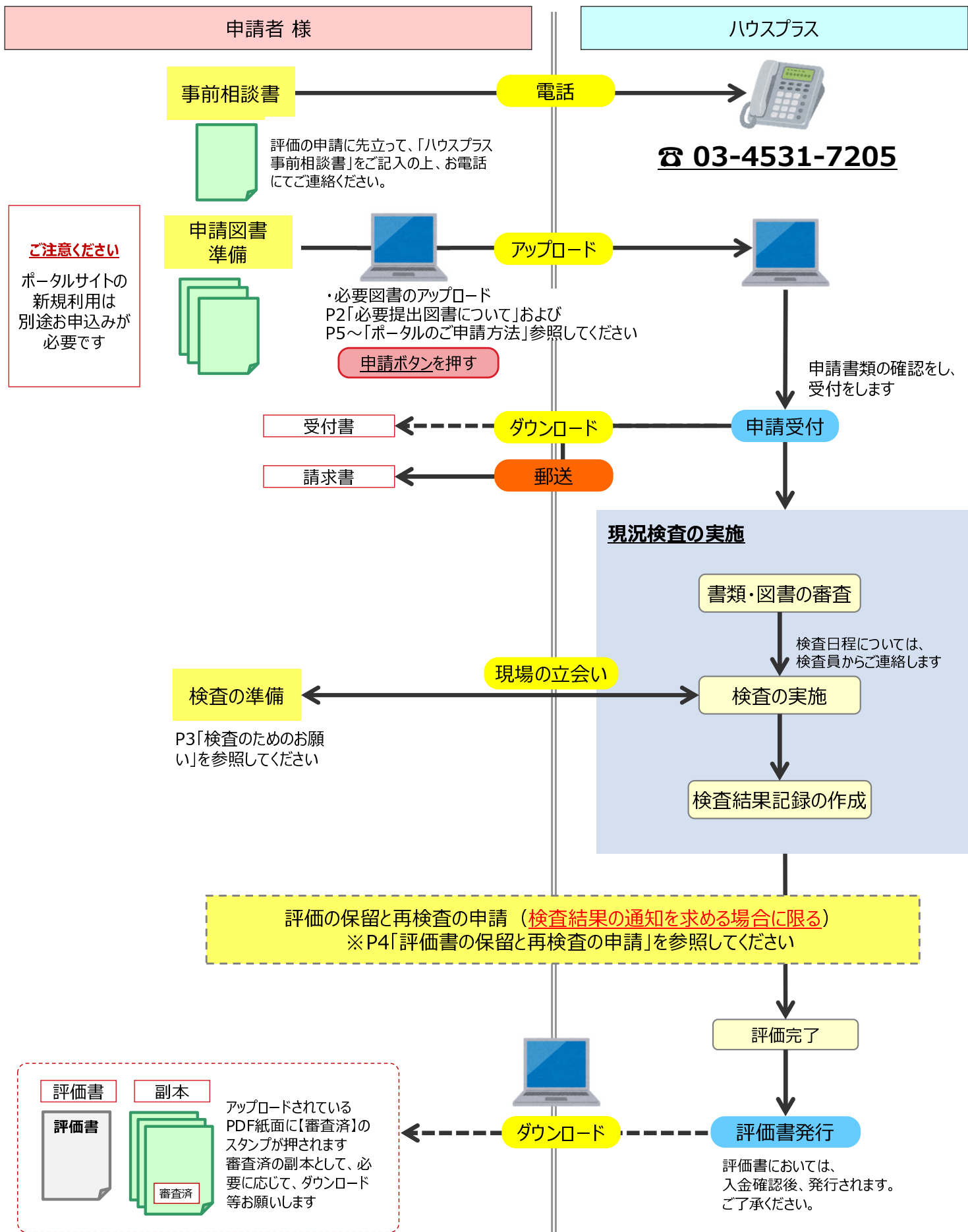


建設住宅性能評価 (既存住宅・現況検査) 申請の手引き (一戸建ての住宅)

ハウスプラス住宅保証株式会社

ポータル申請方法・評価フローについて

一戸建ての住宅の建設住宅性能評価（既存住宅・現況検査）の申請フローは次の通りです。



一戸建ての住宅における依頼に必要な提出図書は以下の通りです

ポータル申請

必須

申請書類は、**PDF形式**に変換のうえ、**書類ごとに分けて**ポータルへアップロードしてください。

申請書類の種類	記載する内容及び注意点
サービス申込書	
建設住宅性能評価申請書（既存住宅）	別記様式第八号様式による申請書（法律で様式が定められています）
申告書	住宅に関する基本事項等を記載する書類 （不明な点は記入せず、検査当日に評価員にご確認ください）
同意書 注意 1	評価の実施に同意、協力をすることを明記した書類
委任状	手続きに関する一切を代理人に委任することを明記した書類 （申請者が直接申込を行う場合は不要です）

※上記、申請書類は、ハウスプラスのホームページ（ダウンロードコーナー）よりダウンロードしてください。

申請図書の種類	記載する内容及び注意点
付近見取図 必須	物件特定のため、方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図（対象住宅の配置も分かることが望ましい）
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称及び用途、壁の位置及び種類、開口部の位置及び構造、各室の寸法並びに設備の種別及び位置
立面図	東西南北の四面
建設住宅性能評価書類一式 ※建設住宅性能評価を受けた場合に限る	評価に用いられた図書、評価の際に提出した書類、登録住宅性能評価機関が発行した書類（検査結果報告書、評価書など）

注意 1 同意を求める必要のある関係者の例

申請者	同意を求める必要のある関係者の例
建物所有者	居住者（申請者以外が建物に居住している場合）
所有者以外の居住者	評価対象住宅（又は建築物）の所有者
仲介業者等	居住者、評価対象住宅（又は建築物）の所有者

- 建設住宅性能評価（既存住宅・現況検査）の検査を円滑に実施するため、申請者の皆様には以下の点についてご理解とご協力をお願いいたします。

検査実施環境の確保

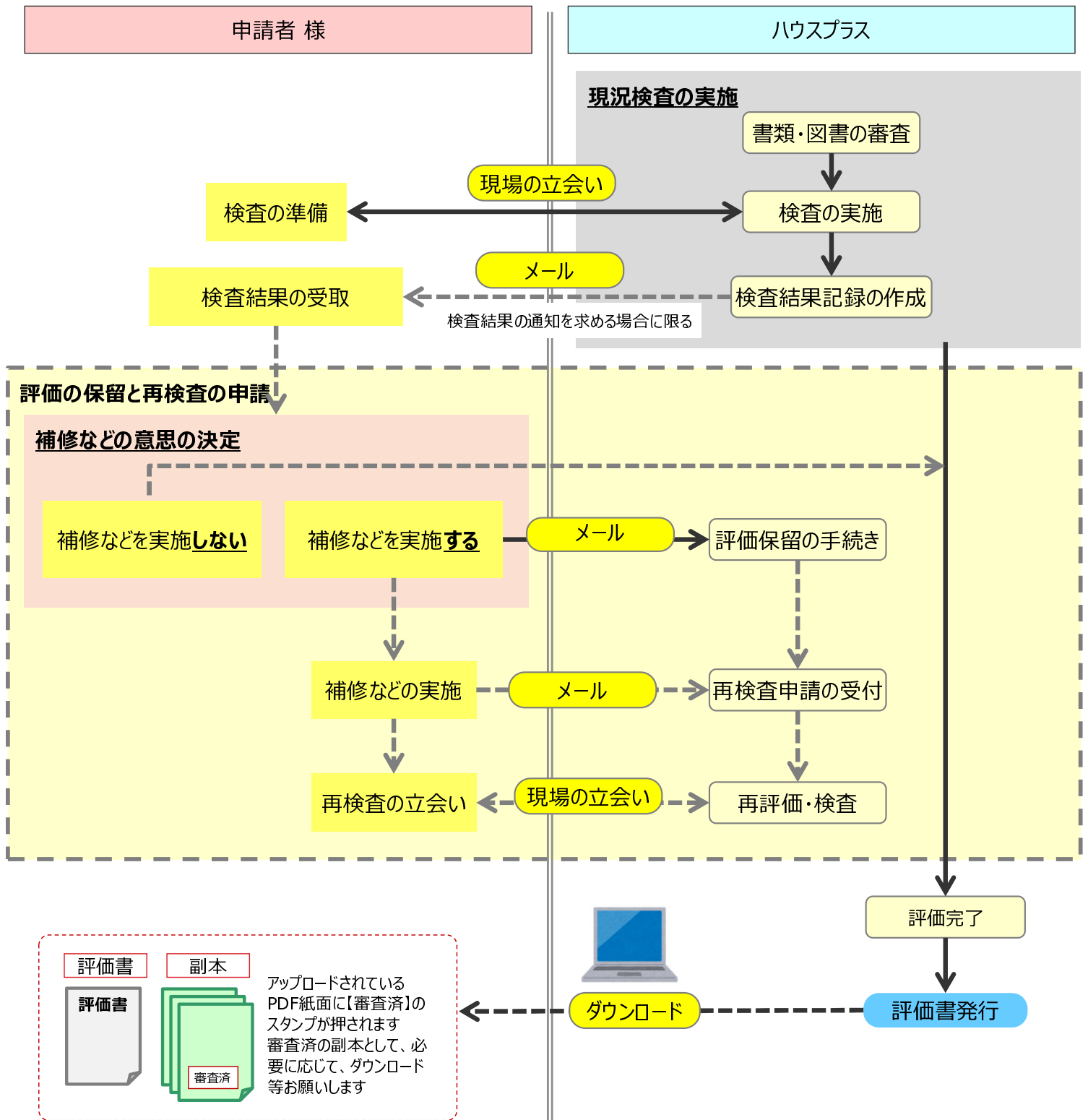
- 建物の基礎、外壁検査のためのスペースや通路を予め確保してください。
- 次の部分の床、壁、天井が見えるようにしてください。
 - ・部屋（居間、洋室、和室、寝室など）
 - ・階段
 - ・水廻り（台所、便所、浴室、脱衣室など）
 - ・ベランダ
- 家具やポスターなどの移動を要する場合は、原則として立会いの方による移動をお願いします。
- 洗濯物やその他プライバシーに関わるものが、検査の支障となる場合がありますので、予め片づけをお願いします。
- 現況検査の実施中は、検査員と同行をお願いします。

検査当日に提示していただく書類

- P. 2 で示した図書の他に、「住宅に関する基本的な事項」確認するため、ハウスプラスより以下に示す図書の提示が求められることがあります。これらは、申告書の補完として評価に使用するものであり、揃えることが望ましい図書です。必須ではありません。
 - ・新築時の売買契約書、請負契約書など
 - ・設計図書
 - ・建築基準法関係書類：
 - 確認済証（建築確認通知書）、中間検査合格証、検査済証
 - ・住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）に係る工事審査の証明など
 - ・耐震診断等の第三者が行う検査に関する書類など
 - ・修繕、改修、取替え工事に関する請負契約書、工事関連図書など

評価保留と再検査の申請について

- ☑ 建設住宅性能評価（既存住宅・現況検査）において、現況検査で「補修または詳細調査を要する事象などが認められる」と判断された部位などについては、現況検査・評価書の交付前に適切な補修などを行った後に再検査を受けることができます。
- ☑ 評価書の交付を保留する場合には、ハウスプラスに対して再検査の予定日を通知し、補修などが完了した後、再検査依頼をしてください。（別途再検査手数料がかかります）
- ☑ 申請者が補修などを希望しない場合は、評価を継続して評価書が交付されます。検査結果の報告と評価の保留の手続きの流れについては、下記フロー図をご確認ください。



- ☑ サービス選択において、「**ファイルサービス**」の「**既存住宅性能評価**」よりお申し込みください。
- ☑ メール配信設定により、進捗をメールでも確認することができます。
- ☑ 「申請」ボタンを押して申請完了となります。

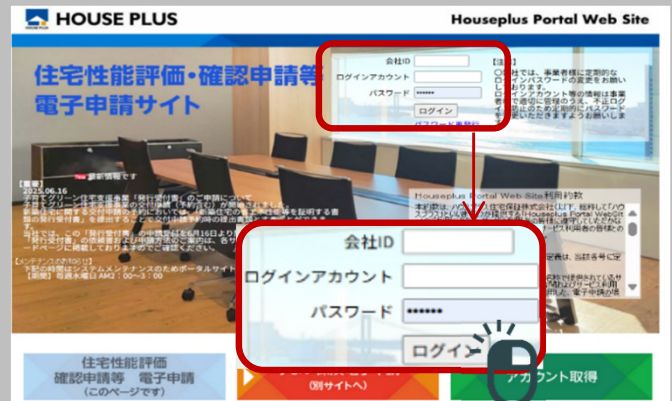
1

弊社ホームページにアクセスし、「住宅性能評価・確認申請等 電子申請サイト」を**クリック**してください。



2

会社ID・ログインアカウント・パスワードを入力し、ログインしてください。



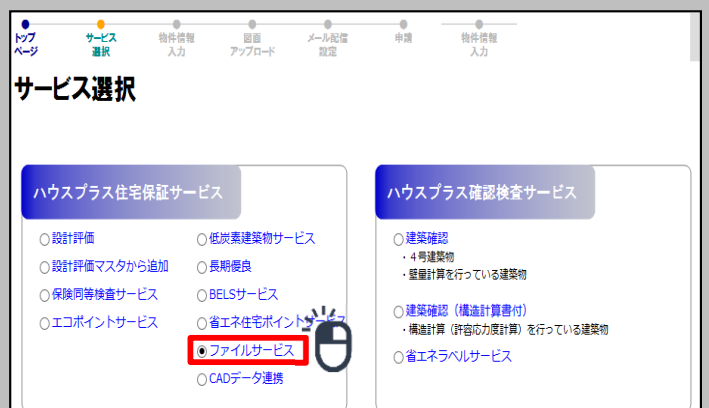
3

「新規物件の作成」をクリックします。
ただし、既に他のサービスを申請されている場合は、「物件一覧の表示」よりご申請ください。
(**<ご注意ください>** 参照)



4

ハウスプラス住宅保証サービスの**ファイルサービス**を選択し「次へ」をクリックしてください。



<ご注意ください：新築時にハウスプラスの建設性能評価サービスの申請をされている物件の場合>

「物件一覧の表示」より物件を検索⇒「お申込みのサービスの追加」⇒「ファイルサービス追加」⇒「サービス選択」⇒「新規図書追加」⇒「メール配信設定（必要な場合）」を行い、最後に【申請ボタン】を押してご申請ください。

